

令和 2 年度

第 6 回 高森町農業委員会 議事録

令和 2 年 9 月 23 日、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会事務局	事務局長	中塚 英幸
農業委員会事務局	主 査	龍口 健
産業課農業振興係	課長補佐	宮下 誠
産業課農業振興係	主 査	牧野 聡史
産業課農業振興係	書 記	吉森 佑太
営農支援センター	所 長	林 幸雄
営農支援センター	専 門 員	松村 修平

4 会議への附議事項

- 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（審議）
- 議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
- 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
- 議案第 23 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（9 月分）

5 議事内容

議 長 ただ今から第6回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午後3時00分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、2番及び4番をお願いします。

それでは議案第20号、農地法第3条による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

※議案の読み上げや制度説明については省略。

8 番 地図をご覧ください。場所は月夜平大橋辺りに2か所。中央線沿い吉田霊園付近に2か所。自宅付近に3か所です。申請理由は、譲渡人が高齢になり農業の経営が厳しくなくなったため、また、譲受人(譲渡人の孫)が認定新規就農者になりまして、現在就農をやる向きになっています。認定新規就農者は、規約により、就農開始から5年以内に身内から農地を譲り受けなければならないという2点が理由です。譲受人の農業経営の状況は、農地法3条の規定を満たしており、申請地を足して4反歩を超えています。現地を確認したところ、周辺への影響はないと思われれます。対価は0円です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第2号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第21号、農地法第4条第1項による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

4 番 地図をご覧ください。場所は、高森ドームへ上がっていく道の一本南側の道で、中央道と上段道路の間になります。5条の議案でも説明しますが、住宅を建てるということですが、住宅の敷地が農地にかかってしまっていて、この際一緒に申請するというものです。雨排の関係は、傾斜や段差があることから、集水枥を設けて浸透させます。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第21号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして議案第 21 号 2 番につきまして、説明をお願いします。

10 番 地図をご覧ください。場所は、中央道の高森バス停から飯田寄りのところで、みつば保育園からガードをくぐって下ってきた三叉路の二股に分かれた所です。自らの土地へ太陽光発電施設をということで計画をし、地区や近隣耕作者、上市田水利組合の同意承諾も得ています。また牛牧の景観形成の方でも承諾を得ています。雨水は地下浸透です。事務局補足をお願いします。

事務局 この案件について、太陽光発電施設に転用ということで、地域等からは問題ないとのことです。申請者〇さんについては、母と 2 人暮らして本人も足の状態が良くなく、経営する農地についてはある程度まとめながら、あまり利活用が図れない農地については、周囲の状況を勘案しながらこのような太陽光発電施設にしたいということで申し出を受けたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは、議案第 21 号の 2 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項による許可申請。1 番につきまして、説明をお願いします。

1 番 地図をご覧ください。場所は、フルーツラインの上市田の信号の 1 つ松川寄り、内村肉店へ上がっていくところの坂の右側です。長男が実家に戻るにあたり、隣地に住宅を建てようというものです。周辺農地の同意、上下水道利用、雨水は地下浸透が基本で、オーバーフローした場合は道の側溝へ流れるようになります。対価は、親子関係のため 0 円です。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは、議案第 22 号の 1 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第 22 号 2 番につきまして、説明をお願いします。

16 番 地図をご覧ください。場所は、丸山公園の下側で、中央線より少し上に入った所になります。申請理由は、譲受人である息子が現在飯田市のアパート住まいでありまして、家族が多くなり手狭になったため、譲渡人(父親)の水田である土地に住宅を新築したいということです。現地は 1 種農地ではありません。農振除外も済んでいます。隣地の承諾も得ています。周辺には住宅が点在していますが、適度な距離を保っているため影響はないものと思われれます。対価は、

親から子への譲渡のため0円です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第22号の2番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第22号3番につきまして、説明をお願いします。

4 番 先ほどの議案21号でもお話ししたものです。中央道と上段道路の間になります。申請理由は、現在親と同居しているが、家族が増えて家が手狭になったため、隣に住宅を建てたいためです。隣地の承諾も得ています。雨水については、横に水路がないので集水桝を設置して地下浸透、生活雑排水については公共下水道へ流すということです。敷地の関係でお隣との日照時間を考えて、建物は境界から3m位中に入れるということで問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第22号の3番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第22号4番につきまして、説明をお願いします。

6 番 地図をご覧ください。フルーツラインからのファミリーマートから東へ500m程行ったところ、松源寺になります。寺の境内に隣接する当該農地の所有者が、町の史跡松岡城公園隣地の松源寺の景観維持環境保全に寄与するためにお寺のほうで購入されました。所有権の移転です。以前、周囲の土地は譲渡人が購入していますので、金額的にはそこに含まれています。今回この分については金額がございません。現状維持になりますので、雨水関係はそのままでの状態、地下浸透になります。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第22号の4番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第22号5番につきまして、説明をお願いします。

16 番 地図をご覧ください。場所は、中央線沿い領法寺の周辺になります。申請理由は、領法寺境内に申請地が大きく入り込んでいるため、境内景観を損ねていま

す。また、領法寺では、駐車場が不足しており、今回の申請地を境内と一部駐車場として使用したいとのこと。現地は1種農地ではなく、農振除外も済んでいます。また、檀家の同意も得ています。駐車場として使用するため、周辺への日照や通風も影響はないと思われます。土地の対価は、坪当たり 3,000 円です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

13 番 既存の駐車場に隣接する●●●●-●の小さな畑については、一緒に駐車場にしないのか。

事務局 指摘のあった件について、通常このような欠片のような農地は絶対に残すなど県から強く指導されています。今回の議案には上がって来ていませんが、6月の農振除外の申し出でこの土地を受けています。●●●●-●と、中央線から領法寺へ入る角に○○○○-○という極小の土地があります。現況としては、道になっており、領法寺の駐車場ということではなく、譲渡人の宅地が申請地近くにあるのですが、その進入路ということで以上の2筆の除外申し出を受けて手続きを進めています。以上です。

議 長 ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは、議案第 22 号の 5 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第 22 号 6 番につきまして、説明をお願いします。

7 番 地図をご覧ください。場所は、下市田公民館から夕映道路を南に進んだ途中にあります。譲渡人は 2 人いますが夫婦になります。建売住宅で、面積が多いということで、下市田区の土地利用委員会にかけて同意は得られています。第 1 種農地ではありません。周囲に水田が 1 枚ありますが、所有者 H さんの同意は得いますがこの水田は私が管理しております。段差があるので、日照関係は一切問題がないと思います。対価は坪当たり 22,000 円です。雨水に関しては、各建物に雨水桝を設けて既存の側溝へ流します。下水については、一部道路を掘削しますが、業者が本管までの工事をします。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。
よろしいですか。それでは、議案第 22 号の 6 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第 22 号 7 番につきまして、説明をお願いします。

12 番 地図をご覧ください。瑠璃時に隣接した日吉神社の 150m南に向かい、50m程上がったところになります。理由としては、譲渡人は高齢夫婦で2人暮らしであり、現在ほとんどを東京の娘さんのところで暮らしています。家、農地ともに売却を希望しております。農地に対する日照通風に関して、南側に大島川に隣接する竹藪、隣接する農地は段差があるため影響がありません。雨水については浸透です。大島山区の審議会です承されています。対価については、坪当たり 5,000 円です。以上よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 22 号の 7 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第 22 号 8 番につきまして、説明をお願いします。

5 番 地図をご覧ください。場所は中央線の胡麻目大橋北から上がったところになります。窪地の田んぼです。譲渡人は譲受人(B 社)の社員さんです。自分の土地を太陽光発電施設にしたいということです。区や水利委員、近隣農地の同意は得られています。雨水は浸透です。事務局補足を申し上げます。

事務局 太陽光発電施設について、事務局から説明させていただきます。太陽光発電の実施は 20 年間の電力の買い取り制度の中で行っていくわけですが、それが確実に実施されるかどうかを転用申請の中で、売電金額のシミュレーションや何年で償却できるか等を確認します。この案件と 7 番議案について、譲渡人である業者が提供資料として事業計画書をいただいています。この中で、売電シミュレーション単価が 7 番と 8 番が違うのは何故かという質問を委員より受けています。差の理由は、野立ての太陽光発電施設というのは、経済産業省の認定を受けて、農地に置く場合は農地転用や農振除外をしてから施設を設置するわけです。売却単価は、その設備認定を受けたときの単価で 20 年間の買い取りが約束されるという仕組みになっています。7 番の場合は H31.3 に認定されており、その時の売電単価が 18 円/kw です。一方 8 番については、H29.3 に認定を受けており、売電単価が 24 円/kw ということです。フィット法により、固定買い取り価格が年々下げられております。現在、50 kw 以下の設備についての売電単価は 13 円/kw です。単価を下げられていく中で、業者がやっていけるのかということが、委員からの質問の主旨でした。7 番 8 番の業者については、地元の方が役員になられているので町内でも多数実績を有しております。その意味での、信頼はあり、事業実施をしていただけると考えています。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問は

ありますか。

よろしいですか。それでは、議案第 22 号の 8 番番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして、第 23 号議案経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 概要についてですが、全て新規の集積案件となっております。図面等は添付していますのでご覧ください。4 番から 14 番については、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業貸借となります。

議 長 よろしいですか。ご意見ですとかご質問はありますか。
関連しているため、議案第 23 号 1 番、2 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議案第 23 号 3 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

関係議案になりますので、11 番退席してください。

議案第 23 号 4 番から 14 番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

11 番着席してください。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午後 3 時 50 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 2 番 樋口 美代子

議事録署名委員

高森町農業委員 4 番 林 勝幸